

平成23年3月16日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 鶴 田 直 輝 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 増 進 課 長 川 原 源 弘 福 祉 課 長 岡 義 行 建 設 課 長 江 崎 文 男 産 業 商 工 課 長 兼 渡 邊 昭 秋 教 育 次 長 兼 鶴 田 良 弘 農 業 委 員 会 事 務 局 長 生 涯 学 習 課 長 教 育 課 副 課 長 兼 高 島 和 則 文 化 課 長 原 田 大 介 子 ども 安 全 課 副 課 長
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 小 野 清 人 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年3月16日 午前9時30分開会（開議）

- 追加日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明  
(議案第21号、議案第22号)
- 日程第1 議案審議  
議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第3号 土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第4号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第6 議案第7号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第7 議案第8号 上峰町営住宅運営委員会委員の選任同意について
- 日程第8 議案第15号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第16号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第17号 平成23年度上峰町土地取得特別会計予算
- 日程第11 議案第18号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計予算
- 日程第12 議案第19号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条  
例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 上峰町教育委員会委員の選任について

午前9時34分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。ただいま町長から議案第21号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第22号 上峰町教育委員会委員の選任についての追加議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。よって、議案第21号及び議案第22号の追加の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

追加日程第1. 追加議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案第21号及び議案第22号、これを議題といたします。

2議案についての提案理由の説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。早速ですが、追加議案の提案をさせていただきます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案第21号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本改正案につきましては、教育長の給料の支給額の規定を20%削減から15%削減に改正する内容でございます。その適用期間は、平成24年3月31日まででございます。

議員の皆様方には、23年度においても議員報酬について15%削減から10%削減との御提案をいただき大変感謝を申し上げます。平成23年3月16日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、

---

議案第22号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤2225番地の1

氏 名 矢動丸 壽之

生年月日 昭和20年2月22日

平成23年3月16日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

簡単な学歴と職歴をお伝えさせていただきます。

昭和32年3月、上峰村立上峰小学校卒業、昭和35年3月、上峰村立上峰中学校卒業、昭和38年3月、佐賀県立三養基高等学校卒業、昭和38年4月、佐賀大学文理学部物理学科に入学されまして、昭和42年3月に佐賀大学文理学部物理学科を卒業されておられます。

次に、職歴でございますが、昭和42年4月、佐賀県理科教育センター研究員、昭和44年4月、佐賀県立神埼高等学校教諭、以下、昭和46年、三養基高等学校の教諭をされまして、昭和62年に佐賀県教育委員会、佐賀県立高等学校開校準備室の指導主事として行かれております。また、昭和63年に致遠館高校の教諭をされまして、平成5年に佐賀県立佐賀西高校の教頭、以下、白石高校の教頭、佐賀北高校の教頭をされまして、平成12年に佐賀県立佐賀工業高校教頭、県立三養基高校の教頭をされております。平成12年4月に佐賀県教育委員会企画参事室企画主幹となられまして、平成13年、佐賀県立北部養護学校の校長を歴任されております。平成15年4月に佐賀県立神埼高等学校の校長ということで、平成17年3月には神埼高等学校校長として定年により退職されたということございまして、その後も平成18年から平成19年3月まで佐賀県立鳥栖高校の臨任教師として教育現場に携わられ、高等教育に造詣が深く、また北部養護学校等方面にもお勤めになられたことがあるということで、加えて教育委員会にも出向かれたことがあるということで、教育全般に携わられ、これまでの生涯かわられた方で適任だという思いで御提案を申し上げさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

以上、2議案を追加提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より2議案一括上程をされました。

これをもって提案理由の説明を終わります。

#### 日程第1 議案第2号

○議長（大川隆城君）

日程第1. 議案審議。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第2号の質疑を終結いたします。

#### 日程第2 議案第3号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 議案第3号 土地開発基金条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第3号の質疑を終結いたします。

### 日程第3 議案第4号

○議長（大川隆城君）

日程第3．議案第4号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第4号の質疑を終結いたします。

### 日程第4 議案第5号

○議長（大川隆城君）

日程第4．議案第5号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

この第5号につきましては、対象施設と申しますか、説明によりますと理・美容室関係、いわゆる併用住宅等ということがございますけれども、このほかにどういう対象戸数があるか、戸数等がわかれば教えていただきたいと思います。

○建設課長（江崎文男君）

美容院と理容院のほかの施設なんですけれども、八枚地区に至ってはコンビニ併用された江頭商店あたりがあるんですけれども、個人の店舗及び住宅、それと先ほど言いました美容院、理容院等がございます、件数につきましては、ちょっとこちらのほうに資料はありませんけれども、業種的には主に個人の店舗、それと美容院と理容院等がこの該当する施設等になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

4番議員、よろしいですか。

○4番（碓 勝征君）

はい、わかりました。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第5号の質疑を終結いたします。

### 日程第5 議案第6号

○議長（大川隆城君）

日程第5. 議案第6号 町道路線の認定について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

#### 日程第6 議案第7号

○議長（大川隆城君）

日程第6. 議案第7号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結いたします。

#### 日程第7 議案第8号

○議長（大川隆城君）

日程第7. 議案第8号 上峰町営住宅運営委員会委員の選任同意について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結いたします。

#### 日程第8 議案第15号

○議長（大川隆城君）

日程第8. 議案第15号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

説明書の3ページでございますけれども、税の関係でございます。現在、いわゆる22年度はまだ5月までであるということでございますけれども、現時点での滞納額の状況と滞納者数ですかね、それがわかれば教えていただきたいと。

それと、——とりあえずそれお願いいたします。

○税務課長（白濱博己君）

国民健康保険税につきましては、税務課のほうで徴収をさせていただいておるところでございます。滞納額につきましては、平成23年2月現在で申し上げますと、滞納繰越分で当初、調定といいますか、滞納繰越額が約50,000千円強ほどございました。2月末現在で徴収をさせている分が6,080千円でございます、あと残りの分が約44,000千円ほどの未収と、滞納額ということでありまして。

人数につきましては、今手元に資料がございませんので、追って御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○4番（碓 勝征君）**

いずれにいたしましても、公平、平等性からいきまして、滞納整理につきましてはきちんとやっていただきたいと思いますし、県の滞納整理推進機構のその関係も国保税もあわせて徴収をお願いと申しますか、そういう依頼はされておりますかね、どうですかね。

**○税務課長（白濱博己君）**

県の滞納整理推進機構につきましては、住民税の滞納がある方について、その方が国保税もあるというふうなことでありますと、同時に徴収をしていただいておりますし、また、御家族も含めて国保税、その他の一般税も含めて徴収をお願いしておりますところでございます。

以上でございます。

**○9番（中山五雄君）**

4ページの款の4の国庫支出金、目の3の特定健康診査等負担金、これは昨年からことし2倍ぐらいなっておりますけども、中身の説明をお願いします。

**○健康増進課長（川原源弘君）**

御指摘のように、本年度1,625千円、前年度885千円、差が740千円ということになる、特定健康診査等負担金なんですけども、補助対象額の算入ということで、ある検査項目のほうに補助対象のほうに上回った関係上、3分の1の国庫負担金ですので、補助対象が上回ったという形での御理解をお願いしたいと思います。

**○9番（中山五雄君）**

補助対象額がふえたということは、その人数はわかりますか。

**○健康増進課長（川原源弘君）**

検査項目、補助対象になる検査項目が補助対象になったという形で、対象者のほうとしては従前どおり600人ほどを想定しておりますところでございます。

**○9番（中山五雄君）**

中身についての検査のあれがふえたということで、人数はふえていないということですね。はい、わかりました。

**○税務課長（白濱博己君）**

失礼します。先ほどの4番議員の国保税の滞納者数でございますが、昨年の決算時での繰り越しの時点では、国保税につきましては250名ほどございました。ちょっと古うございますが、12月末現在で169名でございます。

以上でございます。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○2番（寺崎太彦君）**

14ページの出産育児諸費の出産育児一時金、これ件数は何件ぐらいですかね。

**○健康増進課長（川原源弘君）**

出産育児一時金、420千円掛けることの10件という形で想定しております。

以上でございます。

**○8番（吉富 隆君）**

毎回この3月定例会には滞納問題が出てきております。そういった中で、滞納の金額が非常に減らないという状況下でございます。なぜその金額が減らないかと、若干減った部分もございますが、それは不納欠損によるものであると私は確信しております。

そういった中で、新しく係を、収納係と言うんですか、係を設置されるようでございますが、その中で、大変いいことだと思いますが、集金人さんを4月1日からはカットされるようでございます。その方の集金額は5,000千円から8,000千円あるというふうにお聞きをしております。その5,000千円から8,000千円の金額が係をつくって対処できるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

私もここでこの質問をいかななものかなと思いました。議会の中に滞納者がいるということとであります。執行部に私たちが質問する権限はなくなったと僕は思っておりますが、あえて財政厳しい折でございますので、その対処はいかなものかを町長にお尋ねをいたします。

**○議長（大川隆城君）**

ちょっとお待ちくださいませ。

**○町長（武廣勇平君）**

お答えをいたします。

大変お時間をとらせまして申しわけございません。平成21年度は5,140千円ということで、大変嘱託徴収員さんには御尽力いただき助かっておったわけでございます。税務課としては年間五、六百万円の徴収実績で、主に過年度分の収納に御尽力いただいておりますが、徴収に関しましては、現在まで分納誓約をされた方の中から税務課が指示をして、自宅まで臨戸して毎月毎月の徴収をしていただいております。しかしながら、滞納者の中には、約束された時間に不在であったり、都合で来月に回してくれといった内容報告も受けたことがあります。徴収員さん何度となく日夜出向いていかれたということをお聞きし、直接電話し催告をしたケースも多々ございます。

このような状況は、本人が滞納金について計画的に分納納税を申し立てのことで、多くの方は約束どおり納めていただいておりますが、終わった後もまた徴収に来てくれるといった誤解も発生し、果たして期限内納付をされている納税者の方と比べてみるとこれでいいのかという疑問も残ります。

税の公平化の観点から申しますと、滞納者の方についても基本的には自主納付の原則がございます。今後ともそうしたアドバイスも私ども徴収アドバイザーという方からお聞きしておりまして、収納係という念願の係をつくりながら、税務課一丸となって滞納対策については全力で取り組みたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（吉富 隆君）

私の質問の仕方が悪かったようでございますが、私は、この5,000千円ないし8,000千円の集金係の方が御尽力をいただいたということは再三再四お聞きをしております。この集金係を、やめさせたということは語弊になるかも知れませんが、そういったシステムをなくして、そして新しい組織をつくって、この5,000千円ないし8,000千円の金額が収納できるかどうか、私は疑問に思っております。係をつくったからと言って、これが対処できるかどうかと。

私たち議会においては、1人は2人にでもふやしてやりなさいという意見を申してきておりました。新年度についてはこれはやめてやるということが果たしていいことだろうか、僕はマイナス面が大きいと思います。ぜひともこれはやるべきだと考えます。

そういった中で、非常に税務課長さん苦勞をされておるようでございます。課長一人の力ではなかなか解決はできない問題だと思っております。そういった中で、滞納問題、非常に厳しい意見を私たちは行政のほうに言ってまいりました。それをあえてなくすということはマイナス要因であろうと思います。いつも答弁を聞きますと、差し押さえはやりますと、事実やっておられます。じゃあ、もう一步踏み込んで競売までやる考えがあるかどうか、この2点をお伺いいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほどの御質問にしっかり答えていなかったかもしれませんので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

臨戸徴収については、お年寄りの方や事情で電話でお願いされる場合等ございますし、大変必要なことだと思っております。よって、引き続き職員で対応するつもりですが、集金的な臨戸徴収ということももちろんそうですが、今後本人に納付書を送付して通知を出し、その後の対応次第では財産調査等を行って滞納整理をしていくほうが効果があるというアドバイスもいただいております。その視点に立ちながらやっていきたいというふうに思っております。

競売等につきましては、実際、今現在も江崎鉄工所の部分につきまして公売を進めておるところでございます。差し押さえ物件については換価も進めていかなければいけないと思っております。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

町長、私は今の答弁では答弁じゃないと思っております。よかですか、この当初予算に大きく影響するから質問をさせていただいておるんですが、職員の数が足りないということで町長いつも答弁されております。たとえ新しい課をつくったからと言って、71人の職員の数でそれだけできますか。集金というのは、5時以降に行っておられるようでございます。そうしますと、大きな残業手当等々にはね返りが来ます。残業は当然100%出しよるでしょうもん。そういうことが4月1日から出てくるわけですから、予算に大きく影響するでしょう。補正を組めばいいという問題じゃないんですよ。

そういう大きな問題が今後出てきます。そういったことを勘案して質問をしておりますので御理解をいただきたいと。

**○町長（武廣勇平君）**

今仮定の話でいろいろ言われても、私どもは現実として収納係に2人今後4月から配置するというので、収納方法、徴収方法も換価も進めていくと今申し上げているとおりでございますので。

私どもは補正のことも、この先のことをいろいろる御議論いただいておりますけども、私どものやっていることとしては念願の収納係を設置したということで、これは議会からも常々言われていたことだと理解しております。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

仮定の話は僕何も言っていないよ、仮定の話はね。ただ、この集金係をつくらなかったことに対して職員さんに負荷がかかるということになります。当然収納係をつくったことに対しては何も言っていない。ただただ、予算に大きく出てくる問題であろうと思います。だってそうでしょう、職員の数が足りないと言われておるんじゃないですか。2人つけることに対して、5時以降の集金というのが主であろうと思います。それか朝早く行くのかね。

そういうことを職員さんがやらしてもらわなきゃならないんですが、それには残業手当等々は出てまいります。そういうことを考えたときに、やっぱり今こうつくったからいいと、確かに結果見らなきゃわからない部分もあるでしょう。おのずから結果は出ているんじゃないですか、職員さんが足りないんだから、これははっきりしているもの。だから課の統合もやるわけですから、財政が厳しいからやるわけですよ。違うんですかね。臨時職員を雇わないという方向性については、それは町長さんの判断で結構だと思う。滞納については厳しい意見を議会から言っているわけですから。その点を私はマイナス要因であろうと言っているわけですよ、マイナス要因が出ないということであればいいんですけども。

じゃあ町長さん、これを残業手当きちっと今後僕は質問していきますよ。そういうことを

避けるために集金係というのはお雇いになられたと僕は思っています。

もうちょっと踏み込んで質問しますよ、そしたら。課長さん、予算は計上しましたか。よかですか、お尋ねしますよ。

#### ○税務課長（白濱博己君）

税務課といたしましては、先ほど町長が答弁されました年間5,000千円から6,000千円、8,000千円ということで徴収していただいております。これは大変ありがたいことだということで思っております。税務課としては、要望はさせていただいたわけですが、財政的なこと等々、それから私、常日ごろ思っていることですが、臨戸、出向いていつの徴収という観念でございますが、この徴収員さんにつきましては滞納者を厳選し、分納誓約をした人の中からこの方を毎月毎月お願いしますという形での集金的な、徴収も含めてのことでございます。

昨今いろいろ、私も県の研修会なり徴収への研修会、また篠原先生と申しますか、そういった御指導を含めると、臨戸徴収が果たして納税者に対して、滞納者に自宅に行って徴収するということが果たして税の公平化になるかといいますと、私は自主納付が原則ではございます。その臨戸も先ほど町長さんからもおっしゃられましたように、例えば、お年寄りさんとか事情によって来られない方等につきましては、それも大事なことだということで、決して否定はしませんし今後もやっていきたいと思っております。しかしながら、方向性を示しますと、今後につきましては職員が出向いていくことも必要ですけども、法にのっとった催告なり財産調査、そういったことをした方がより効果があると。その証拠的にはございませんが、ほかの町村からもよく聞くことでございます。そういった中で、徴収員さんの約5,000千円等々につきましては、今後につきましては職員が税務課一丸となって頑張りたいというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（吉富 隆君）

今、るるそういう課長さんの説明は、私は質問する前から理解しております。理解を。しかし課長さんとしては必要性があるから予算計上をされたんでしょう。何を言いよつとね、あなたたちは。ねっ、そうでしょうもん、この滞納の金額が220,000千円という数字を出されました。まだ3月いっぱい期限はあるけれども、大きな数字であります。納税の義務というのは憲法で決まっているんですよ、取りに行く必要はないんですよ、自主納税でしょうもん。そのくらいは理解していますよ、しかし世の中はそういうわけにはいかない現状でしょうもん。よくよく考えて行動をとってもらわないと。

このことについては、質問はずっとしていきますよ、よかですか。例えば、5,000千円して日当が幾ら出されたかわかりませんが、その採算ベースの問題等々じゃなくて、町民の皆さんの意識改革というのが必要不可欠なんですよ。だからきのうの一般質問でも議員の皆さ

んにはおられませんかと質問をしているんですよ。質問しよつときに何でござそしよつとかね、あなたたちは。このくらいの質問が出ることぐらひは行政はきちつと勉強をしておかなきゃ。滞納については議員皆さんが心配されております。だから質問が出る。しかし難しい問題ということは議員の皆さんも理解してあつとですよ。何らかの形で収納率を上げる。町民の皆さんの意識改革にもつながる。それをあえて係をつくつたからと言うてやめる。それが僕はマイナス要因だと、こう言っています。しかしながら、結果論ではだれでも言える、結果を見てからは。その前の対策が重要性があると。滞納220,000千円という数字が出ているんよ、うちの町の人口密度から考えて220,000千円というのは大きな数字でしょうもん。一生懸命町長は足腰の強い財政はやらなきゃならないと、こうおっしゃっています。そうしますと、あなたたちのとっていることは逆行しているんじゃないですか。議会としても質問した言葉については責任持ちなさいと、今までずっと言ってきました。議会の意識改革もせにゃいかんというのが2年前から取り組んでまいりました。そういったことははなから行政が目をつむる、そういったことでいいのかどうかと。お互いが助け合いをしながら、この税の問題については協議をしていく必要があると思っています。議会としても言いたい放題はできないよと、襟を正しましょうというのが我々の取り組んだ責務であると思っています。

もうこれ以上の質問はしませんが、結果論じゃなくて前もつて質問をしておきます。6月議会もこれは出します。9月も出します。結果論にならないように今質問しているところですので御理解をいただきたい。答弁は要りません。

**○町長（武廣勇平君）**

220,000千円ですか、この滞納があるということですが、詳細をちょっと担当から申し上げさせていただきます。（「答弁は要らないと言ひよると」と呼ぶ者あり）

**○税務課長（白濱博己君）**

昨日私のほうから220,000千円ということで答弁させていただきました。ちょっと言葉足らずなことで大変申しわけございませんが、その220,000千円のうち、現年分、平成22年度分の納期が来ていない分の収納がある分につきましては、主に固定資産ですけれども、企業さんとかが納入していないということでの分も入っておりまして、未納の未収分というふうなことで御理解願ひたいと思います。滞納繰越分における滞納繰越額、滞納額につきましては68,928,535円でございます。

以上でございます。

**○8番（吉富 隆君）**

220,000千円というのは本議会で述べられた数字なんですよ。今弁解する必要ないんじゃないですか。中身については理解しておるから答弁要らないと言っているんじゃないですか、しつこく言えばまだ質問しますよ。

よかですか、私も12年間議会にお世話になってまいりました。この滞納問題については最初から取り組んでおります。一向に数字が減らないじゃないですか。不納欠損は今まで4年間じゃあさかのぼって幾らしておるとですか。そういうことがあっちゃできないので分納制度というのは力を入れてくださいとお願いをしてきたんじゃないですか。中身は理解した上で質問しているので、答弁は要らないと言ったなら言わじおかんですか。ねっ、だからこの滞納問題は難しい問題とは位置づけをしております。だから議会も自分が発言したことに責任持ちなさい、襟を正しましょうと2年前から取り組んできておることは執行部の方御案内でしょう。これはどこの町も一緒ですよ、この問題は。納税の義務というのは、自分がみずから持っていくことになっております。しかし、世の中はそうはうまくはいかない、だからこそ質問をしているわけですから。ねっ、私の質問の内容ぐらひは理解してくださいよ。

**○町長（武廣勇平君）**

大変申しわけございませんでした。以後、言葉の丁寧な使い方が職員にも求められると思いますので、正確にお伝えすべきだと判断しましたので答弁をしたと思います。

未収分ということと滞納ということ、滞納額は60,000千円程度だということで、きっちりお伝えしたかったという思いでございましたが、議員おっしゃるように、要は滞納者を減らすということが目的でございますので、今後とも逐次御指摘いただければと思います。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

60,000千円しかないの、じゃあ。前年度分にしても、総額的には60,000千円じゃないはずですよ。ねっ、そうでしょう、そのぐらひは理解していますので、滞納にはお互いが力を入れていきましょうということでもあります。だからこそ、この集金人さんについては何でやめたのというのが趣旨の質問であって、よかですか。答弁に方向性がずれるけんこういうふうになるわけですから、質問の内容についてきちっとお答えいただければこんな長く時間をとる必要もない。

そういうふうな形で、今後は答弁をするときにはきちっとした形でしていただきたいというふうに要望をしておきます。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○9番（中山五雄君）**

川原課長、全般的なことをちょっとお尋ねしますけど、高額医療がふえているみたいですが、これは大体どういう病名がふえておりますか。

**○健康増進課長（川原源弘君）**

歳出の高額医療、高額医療はレセプトが1件当たり800千円以上のやつを一般的に高額医療というふうに言いますが、一番大きいのはやっぱり人工透析だというふうに思っており

ます。糖尿病患者さんのほうがちょっと増加傾向にあります。それを抑えようというのが特定健診というメタボ健診なんですけども、そういう形で多くなっておりますので特定健診のほうに力を入れているという形です。

以上です。

○9番（中山五雄君）

そしたら、今何名ぐらいおられますか。

○健康増進課長（川原源弘君）

確かな数字としては把握していないんですけれども、20名ほどの方がいらっしゃるという形で、退職者医療、要するに現役から退職された方のほうが糖尿のほうがだんだんふえていっているという傾向にあるかというふうに思っております。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第16号

○議長（大川隆城君）

日程第9．議案第16号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

後期高齢者は対象75歳以上だと思います。対象者数がどのくらいおられるかということと、それから保険料の徴収方法ですね、賦課の方法ですかね、そこら辺をちょっと教えてもらいたいと思います。

○健康増進課長（川原源弘君）

まず対象者、こちらの歳入の3ページのほうを見てもらって、2の歳入、款の1の後期高齢者医療保険料のほうで、目で特別徴収保険料、1ですけれども、これが715名——あっ、1月末なんですけども、それとあと2番の普通徴収が263名で、合計で978名の方が対象になっています。

それと、もう1つ徴収方法なんですけども、もうほとんどの方は99%ぐらいは特別徴収、いわゆる年金からの天引きという形になっていますので、あとほとんど2%ぐらいの方々が、低所得者の方々が、その方はほとんど、2%ぐらいだったと思いますけれども、その方が普通徴収という形になっています。普通徴収、いわゆる納付書によってですね。その方はほとんどがもうあとは年金天引きです。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

**○8番（吉富 隆君）**

この予算書に関連でお尋ねをさせていただきますが、後期高齢者というその組織自体なくなるような国会での話がございしますが、その進捗状況ですかね、どのような状況下にあるのかお尋ねをいたします。

**○健康増進課長（川原源弘君）**

御指摘の件ですけれども、マスコミ等では26年というお話もありますけれども、私たちの正式な情報といたしましては25年度いっぱいがこの後期高齢者医療という形になっています。あとは国保のほうに組み替えということになっていますけれども、その年度というのは今の文書として参っているのは25年度いっぱいという形になっています。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

25年度いっぱいとお聞きをしておりましたが、間延ぶ可能性だってあり得るということですよ。もしこの制度がなくなったときに国保に切りかえるとしたときにどのような状況が発生するか、まあ想定でも結構ですが、大きな問題に波及するのではないかと思いますので、その点についてお伺いをさせていただきます。

**○健康増進課長（川原源弘君）**

御指摘のような懸念は、私どもも大いに思っているところでございます。今のところ国保会計が大まかに言って9億円、それと後期高齢者のほうが加盟町だけでなんですけども、ちょっと80,000千円ほどありますけれども、それが一緒になってくるという形で、それとまたあと対象者も先ほど申しました後期高齢が970名と、国保の対象者が1,950名ほど、それをまた私どものほうの国保の業務に入ってくるということになれば、平成24年度、24年度が大いなる条例改正、もしくはシステム改正という形で、ここで結構な費用並びに業務が発生してこようかと思ひますし、また25年度、これが制度が国保、要するに名称がどう変わるかわかりませんが、これは国民健康保険という形でまた組み入れられれば、今の人員体制という形もまた再考になろうかというふうに思っています。

**○8番（吉富 隆君）**

これ想定で申しわけございませんが、もし国保に切りかえがなされたとしますと、私たちの町に大きな打撃が来るであろうと思ひます。まず職員の数が足らなくなる。仕事量がふえる。そういった対策も頭の隅に入れていただいて、行政の電波にわたって対策は考えるべきではなかろうかなと思ひしております。ならなければいいんですけども、71名の職員さんでは到底無理な話であるというふうに考えます。そうしますと、この一般会計からの繰出金というのは大きく変わるであろうと予測をいたします。

その辺について、町長さん、今後の対策は答弁は要りませんが、お考えをしておいたほうがよいはなかでしょうかということを申し述べさせて質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結いたします。

#### 日程第10 議案第17号

○議長（大川隆城君）

日程第10. 議案第17号 平成23年度上峰町土地取得特別会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

土地取得特別会計の関係でございますけれども、この会計と例の工業用地取得造成分譲特別会計との関係と申しますか、これはどういう関係、ありますか、ありませんかね。

○企画課長（北島 徹君）

こちらの会計と造成分譲特別会計との関係はございません。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案審議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います  
が御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

#### 日程第11 議案第18号

○議長（大川隆城君）

日程第11. 議案第18号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計予算。

これから質疑を行います。

**○9番（中山五雄君）**

6ページの節の11の需用費の中の説明の6の修繕料、これ3,000千円どこの部分でしょうか。

**○建設課長（江崎文男君）**

ここに掲げてあります当初での修繕費の3,000千円でございますけれども、今現在修理をどこの分ということでの3,000千円じゃなくて、この3,000千円につきましては緊急時のための修繕費ということで御理解いただきたいと思います。

ちなみに、平成22年度におきましてはきめ細かな交付金ということで、その中で3,000千円、また9月の補正につきましては、切通の汚泥引き抜きポンプ等の故障ということで、それにつきましては緊急時ということで補正を3,000千円してもらったところでございます。

ちなみに、その前回といたしまして、平成21年度につきましても同等の3,000千円での実績がございまして、来年度23年度についても修繕費ということで、緊急時のための修繕費ということで3,000千円計上をしているところでございます。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

そしたら、緊急時のための予備費ということですね。

**○建設課長（江崎文男君）**

予備費としては、また予備費で別に何十万かありますけれども、この修繕費については、あくまでも修繕費のみでの使い方として考えているところでございます。

ちなみに、先ほど言いました切通の汚泥のポンプの修繕、今現在行っているところでございますけれども、大体2,700千円ほどポンプの修繕ということでかかっております。これにつきましては1台当たりでございますので、その部分について、あと5台ほど同じような汚泥の引き抜きポンプ等が切通の処理場にございます。これにつきましても、随時故障という形で出てくる可能性もございますので、あくまでもそのようなところでの緊急のための修繕費ということで御理解いただきたいと思います。

**○9番（中山五雄君）**

あくまでも修繕料ということですね。

引き続き7ページの説明の欄の農業集落排水処理施設維持管理委託料120,761千円、これは7カ所分でしょうか。

**○建設課長（江崎文男君）**

7カ所分でございます。これにつきましては、初日の日に中身的な説明を少ししたんですけれども、今年度につきましては包括的民間委託ということで、7処理区を一括したところでの契約という運びの予算書でございます。よって、需用費の中の光熱水費、役務費の中の

電話、それと汚泥の引き抜き料等が削除をされて、先ほど質問にありましたとおり委託料として一括で120,761千円ほどの予算を計上しているところでございます。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○4番（碓 勝征君）**

現在の処理区ごとの受益者戸数と申しますか、加入戸数と申しますか、その数なりと、それに対するつなぎ込みの率ですかね、当初80%ぐらいということをおっしゃられましたけれども、処理区ごとにわかれば受益者戸数とつなぎ込みの率ですね、よかったら教えてもらいたいと思いますが。

**○建設課長（江崎文男君）**

処理区ごとのつなぎ込みということですが、まずは処理区ごとの加入件数、それと供用件数、供用人口、そしてつなぎ込みの率というような順序で御説明をまいります。

前牟田地区でございます。一般家庭といたしましての加入件数が266戸、それに対します供用件数が240、人口に直しますと784名の方が供用されているということになります。

また、つなぎ込みの率ですが、基本的にはつなぎ込み率というのは人口に対するつなぎ込み率でいきますので、前牟田地区につきましては92.3%でございます。

同じく堤地区、加入件数といたしまして236戸、その中の供用件数といたしまして183戸、それに伴う供用人口ですが、つなぎ込み率といたしまして88.8%でございます。

続きまして坊所、加入件数1,125件、そのうちの供用件数は872件、供用人口といたしましては2,684名、供用人口に対するつなぎ込み率といたしましては88.4%です。

続きまして切通、加入件数847件、供用件数644件、それに伴います供用人口としては1,725人、つなぎ込み率といたしましては86.9%。

続きまして江迎地区、加入件数といたしまして333件、供用件数265件、供用人口946人、つなぎ込み率が86.4%。

井柳地区でございます。加入件数といたしまして21件、供用件数として20件、供用人口といたしまして80人、率といたしまして95.2%。

最後になりますけれども、三上地区、加入件数が600件、供用件数が405件、供用人口が1,205人、つなぎ込み率が79.9%。

全処理区合計いたしますと、加入件数が3,428件、供用件数が2,629件、供用人口といたしまして8,021名、全体的な供用率ですが、86.9%になっております。

以上です。

**○4番（碓 勝征君）**

加入戸数に対しましてのつなぎ込みですね、これが低いところにつきましては79%台です

かね、これにつきましての推進といたしますか、どういう方法でつなぎ込みの勧めをされておられますかね。

**○建設課長（江崎文男君）**

一番近いときには3年ほど前になるんですけども、つなぎ込みの強化月間ということで、職員全員でつなぎ込みをされていないところに訪問いたしまして、つなぎ込みのお願いということをした経緯がございます。

そういう中で、一応そのときにアンケート等をとったんですけども、そのアンケート等の中には、今現在全体で86.9%、約87%の方がつなぎ込みをされて、残りの13%ぐらいの方がまだされていないんですけども、その中の大半がひとり住まい、もしくは高齢者によるお二人様の家というのがほとんどでございます。

続きましての理由といたしましては、実際もうそこには単独及び合併浄化槽の施設をされている方等もでございます。そういうふうな意味で、その月間ということで一応皆様御協力いただいて回ったんですけども、なかなかそのような理由で、それについてからの伸び率は非常に少なく、実際今伸び率が伸びているのは新しく新興住宅に建てられる方での水洗化率の伸びを見ているところでございまして、もともと加入された方についてが先ほどのような理由でなかなかちょっと進まないのが現状でございます。

しかしながら、そういう方々についても、今般またそういうふうな月間等を設けて、建設課でそういう方々については訪問をいたしまして、つなぎ込みのほうをまたお願いしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

**○4番（碓 勝征君）**

この事業はたしか60年代のころか、六十二、三年ぐらいからやったですかね、そういう事業実施がなされておりますし、多額な経費も投入されておりますので、効率ある、効果のある、つなぎ込み、下水処理することによって文化的なそういう生活もできますし、付加価値も上がると思いますので、そこら付近をしっかりと推進をいただき、これだけの多額の町費なり借り入れ等もなされておりますし、事業効果を見る上でもさらなる推進をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

○議長（大川隆城君）

日程第12. 議案第19号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第20号

○議長（大川隆城君）

日程第13. 議案第20号 上峰町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第14 議案第21号

○議長（大川隆城君）

日程第14. 議案第21号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

決してこの議案第21号に反対をするものではございません。しかしながら、教育長みずからこの15%ですか、削減をするという申し入れがあったようでございます。大変御理解をいただきましたことについては御礼を申し上げます。財政難の折にされたと思っております。しかしながら、予算を組んで今の議会にこういう問題が起きる自体に僕は疑問を持っております。ただ単に修正をかけるからいいということでもないと思います。こういったことが今後あってはならないと思います。そこに当初予算の難しさ、年に1回必ず3月議会に出てくる問題でございますので、今後においてはこういったことのないよう執行部のほうに強く要望をしておきたいと思っております。

よくよく考えてみますと、この日本の中に、町村合併等々ございまして自治体の数が減っております。町村会では941の自治体がございます。その中で、二元代表制を強調している議会、35%弱でございます。そうしますと、なあなあで議会と行政が進んでいるところが非常に多いというデータが出ております。新聞にも掲載されました。テレビでも放映されております。

そういった状況の中でございますので、私としては二元代表制は強調していきますよとい

うことを再三再四申し上げてまいっておりますので、私も任期中4年間ございますので、厳しくチェックをしてまいります。それが議会の責務であるというふうに思いますので、今後においてはこういった議案の出し方というのは慎んでいただくように強く要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第21号の質疑を終結いたします。

#### 日程第15 議案第22号

○議長（大川隆城君）

日程第15. 議案第22号 上峰町教育委員会委員の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

この22号についても私は反対をする気はございません。これも同様、予算計上をされております。これも補正をかけるからいいということではないと思います。これは補正というのは事務処理の問題であって、これを執行部が議会に提案する自体大きな間違いをされているとっております。これを議会が受けるのも間違っていると僕は思っています。予算計上とともに議案を提出し、それが議会の流れである、決まりであると思っております。

こういったことをいとも簡単に当初予算に予算は組んだわ、1人しか提案しない、2人分の予算を組んであるんですから、それは当然、議案として議員の皆さんに配付するときには議案書として上げるべきであると、僕はそう思っております。

今後についてはこういったことがないようなことで、町長さん、特にお願いをしておきます。ただ単な補正というのは、6月議会、9月、12月、3月議会には出るであろうと、これは当然のことだと思います。当初予算の意味は違いますから、1年間はこういったことでやりますよというのが当初予算であって、その基本的なことをやはり議会も守っていく、行政も守っていただきたいと、強くこれも要望しておきます。

なぜ僕は反対しないかという、先ほど来申し上げていますように、議会の人間がだれかわかりませんが納税していないというのが出てきていますので、町長に対していろいろと発言する資格はないと思っておりますので、これは要望として町長さん、頭の隅に入れていただきたいというふうに強く要望をして質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午前11時3分 散会